平成２４年（フ）第３５１１号
京都府京田辺市花住坂３丁目10番地８
債務者　五影　明子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８８３号
大阪府東大阪市客坊町５番23号　ハピネス2000　103号
債務者　前川　利枝（旧姓森内）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９６２号
大阪市住吉区苅田５丁目９番13号　ビューハイツカリタ203号
債務者　新山　正博
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９７５号
大阪市都島区友渕町１丁目３番12―205号
債務者　簗場まゆみ
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４００５号
大阪府箕面市西小路２丁目６番13号
債務者　武田　勝裕
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４００７号
大阪市平野区長吉六反３丁目５番52―402号、前住所大阪府八尾市沼１丁目68番地の65
債務者　髙萩　秋男
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４００９号
大阪府門真市幸福町20番15号グランドール２番館405号
債務者　木村　裕美
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０２２号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目６番38号
債務者　森　　香苗
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０２５号
大阪市西区土佐堀３丁目２番18―325号
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０４号
大阪府東大阪市島之内２丁目10番５―205号
債務者　二見真由美（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１１２号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番47―304号
債務者　池田　尚弘
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１１７号
大阪市生野区勝山北１丁目３番３号
債務者　新井　直子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０８号
大阪府和泉市池上町１丁目２番４―507号、前住所大阪府泉大津市北豊中町１丁目７番16―203号
債務者　貫野　孝一
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
大阪府泉大津市河原町６番55号
債務者　奥野　弘幸
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３６０号
大阪府岸和田市作才町１丁目６番11―105号
債務者　髙橋　正明
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
大阪府岸和田市作才町１丁目６番11―105号
債務者　髙橋　静子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３６２号
大阪府岸和田市作才町１丁目６番11―105号
債務者　髙橋　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
大阪府阪南市自然田810番地の10
債務者　住田　勇也
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係